重度訪問介護事業者の皆さま

重度訪問介護における同行支援の提供について

平成３０年４月より重度訪問介護における同行支援が創設されました。中野区における必要書類や利用手順等については、以下のとおりです。

１　制度概要

（１）重度訪問介護の同行支援とは

障害支援区分６の利用者に対し、新任の従業者であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分受けられないことがないよう、熟練した従事者が同行してサービス提供を行うものです。２人分の時間数の報酬算定が可能となります。（ただし、それぞれ８５／１００減算）

|  |  |
| --- | --- |
| 新任従業者 | 重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者  （利用者への支援が１年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ６ヶ月を経過した従業者は除く）  ＊別の事業所でヘルパー経験があっても、特別なコミュニケーション技術  を要する利用者へ初めてサービス提供する場合、新任従業者とみなしま  す。 |
| 熟練従業者 | 当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者  （当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者のこと） |

（２）算定の考え方

本制度を利用する場合は、利用者の支給決定が必要となります。**過去に遡っての支給決定はできません。必ずサービス実施前に申請をしてください。**中野区では、事業所より提出された書類を元に、熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間について、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断します。障害福祉サービス受給者証には、特記事項欄に「同行支援可○人、○○時間○○分」と記載します。

・利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者ごとに１２０時間とします。

新任従業者が複数の利用者に支援を行う場合、同行支援の合計時間が１２０時間を超えることは認められませんが、熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はありません。

・原則として、利用者１人につき、年間で３人の従業者について算定できます。

「年間」とは、「１人目の新人従業者に同行支援を開始した月から１２ヶ月間」のことを

いいます。例えば、令和４年２月から新人従業者に同行支援を開始した場合は、令和５年１月までの間で３人算定できます。原則、新任従業者の入れ替えはできませんが、新任従

業者の退職等あった場合等、重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、必要と認められた場合には、３人を超えて算定できる場合があります。

２　中野区への提出書類について

（１）サービス実施前に提出**（同行支援を開始する月の前月２０日必着）**

**・同行支援計画書（１）～（３）**

新規従業者の氏名や採用年月日のほか、熟練従業者の氏名、同行支援を行う時間数（予定）などを記載し、利用者の承諾を得てください。

新任従業者のヘルパー経歴等について記載してください（用紙１枚に３人分の欄を設けて

います）。熟練従業者による当該利用者へのサービス提供実績についても記載してください。直近３ヶ月にサービス提供をしていない場合は、熟練従業者の要件を十分に満たしている

根拠が他にある場合は、そのことがわかるように記載してください。

**・新任従業者の雇用契約書の写し**

**・重度訪問介護計画（個別支援計画）の写し**

（２）同行支援を終了後に提出（終了翌月１０日までに提出）

**・同行支援実績報告書**

月ごとの同行支援実績を記載すること。

３　利用手順

1. 事業者は、新任従業者のサービス提供にあたり同行支援を検討する。
2. 障害福祉課へ相談後、同行支援を行う熟練従業者のスケジュールを調整する。
3. 「同行支援計画書」及び「同行支援計画書（別紙）」を作成して利用者から承諾を得る。
4. 「同行支援計画書」及び「同行支援計画書（別紙）」を障害福祉課へ提出する。その際に、ひと月あたりの同行支援の時間数を想定し、支給量を超える恐れがある場合は、あらかじめ障害福祉課に相談する。相談支援専門員へも連絡を入れる。
5. 障害福祉課は、審査後、同行支援について記載した受給者証を交付する。
6. 障害福祉サービス受給者証を確認のうえ、事業者は、同行支援を実施する。
7. 予定した同行支援が終了したら、「同行支援実績報告書」を作成し、障害福祉課へ提出する。

４　その他

・新任従業者を追加で採用した場合や、従業者の急な退職等あった場合には、その都度、必要書類を提出してください。

・明らかに特別なコミュニケーション技術を要する利用者ため、同行支援の必要性が認められる場合には、あらかじめ支給決定できる場合があります。

・新任従業者と熟練従業者が異なる重度訪問介護事業所に従事する場合、それぞれの重度訪問介護事業所から、同行支援として請求できます。その場合は、熟練ヘルパーを派遣する事業所が上記提出書類を作成してください。

５　提出先及び問合せ先

中野区健康福祉部障害福祉課認定給付係　電話０３-３２２８-８９１６